

議案第74号

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

東京都の関連規則の改正に合わせ、従事時間要件を緩和し、一部支給区分における支給額を引き上げる改正を行う。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「終日に及ぶ」を「半日」に、「7時間45分」を「4時間」に、「午後11時」を「午後9時」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第21号</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は令和8年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第21号</p>												
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">業務に従事する日</td><td style="width: 35%;">幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）に規定する週休日、休日及び代休日</td><td style="width: 50%;">その他の日</td></tr> <tr> <td>業務の程度</td><td> 1 <u>半日</u>程度（日中<u>4時間</u>以上） 2 （略） </td><td> 1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後9時</u>まで 2 <u>午前4時</u>から午前8時まで 3 （略） </td></tr> </table>	業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務の程度	1 <u>半日</u> 程度（日中 <u>4時間</u> 以上） 2 （略）	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時</u> まで 2 <u>午前4時</u> から午前8時まで 3 （略）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">業務に従事する日</td><td style="width: 35%;">幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）に規定する週休日、休日及び代休日</td><td style="width: 50%;">その他の日</td></tr> <tr> <td>業務の程度</td><td> 1 <u>終日に及ぶ</u>程度（日中<u>7時間45分</u>以上） 2 （略） </td><td> 1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後11時</u>まで 2 <u>午前2時</u>から午前8時まで 3 （略） </td></tr> </table>	業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務の程度	1 <u>終日に及ぶ</u> 程度（日中 <u>7時間45分</u> 以上） 2 （略）	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後11時</u> まで 2 <u>午前2時</u> から午前8時まで 3 （略）
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日											
業務の程度	1 <u>半日</u> 程度（日中 <u>4時間</u> 以上） 2 （略）	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時</u> まで 2 <u>午前4時</u> から午前8時まで 3 （略）											
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日											
業務の程度	1 <u>終日に及ぶ</u> 程度（日中 <u>7時間45分</u> 以上） 2 （略）	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後11時</u> まで 2 <u>午前2時</u> から午前8時まで 3 （略）											
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">支給範囲</th><th style="width: 50%;">支給額</th></tr> <tr> <td>職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。</td><td></td></tr> </table>	支給範囲	支給額	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">支給範囲</th><th style="width: 50%;">支給額</th></tr> <tr> <td>職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。</td><td></td></tr> </table>	支給範囲	支給額	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。					
支給範囲	支給額												
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。													
支給範囲	支給額												
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。													

改正後			改正前		
1・2 (略)	(略)		1・2 (略)	(略)	
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額	<u>8,000円</u>	3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額	<u>7,500円</u>
4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額	<u>8,000円</u>	4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額	<u>7,500円</u>